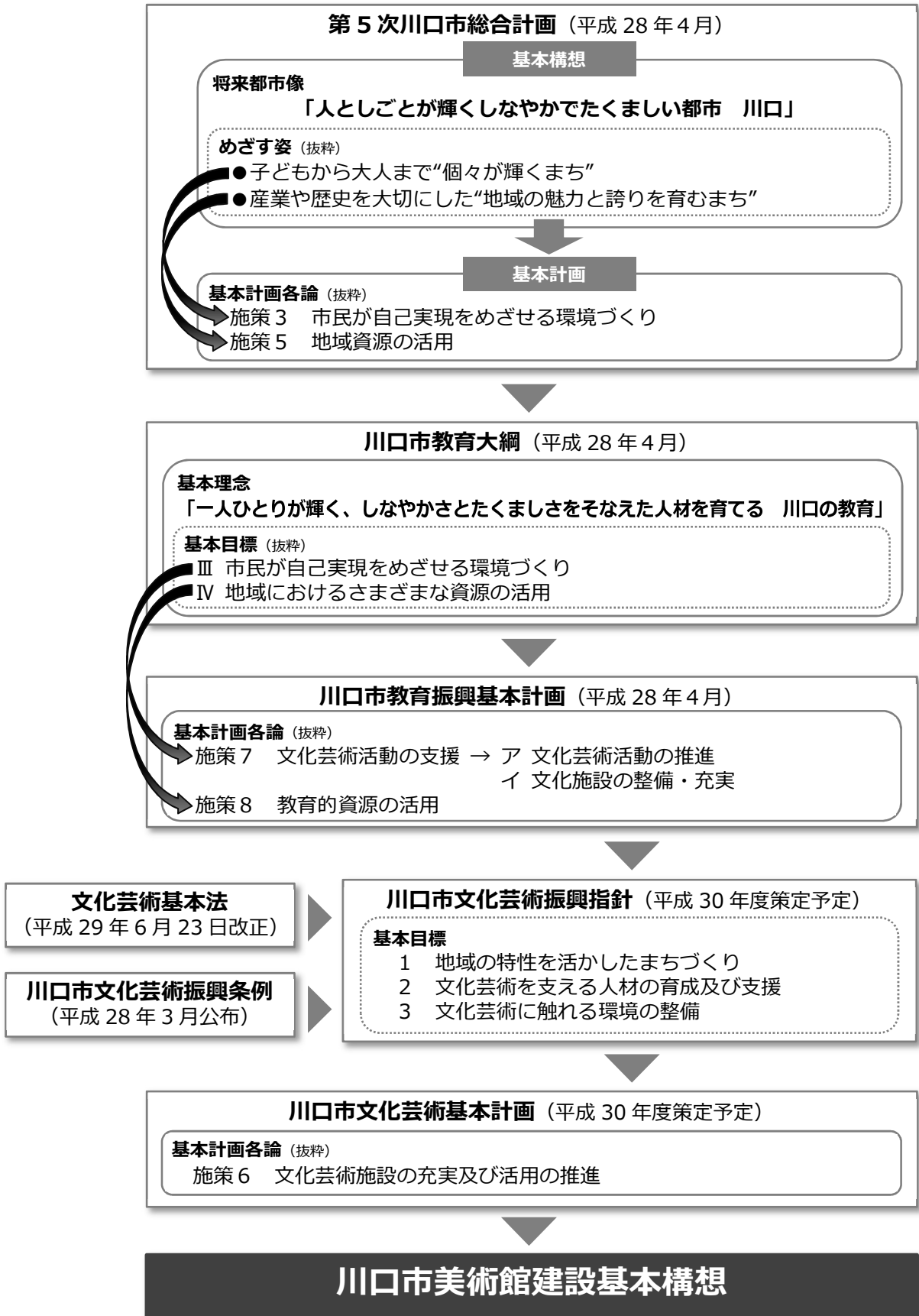


## ■ 上位計画・関連計画等について

【本基本構想の位置付け】



川口市における美術館を検討するうえで、前提条件となる上位計画、関連計画は以下の通りです。なお、各計画のうち本検討に関連する部分を抜粋します。

## (1) 第5次川口市総合計画（平成28年4月）

計画期間：平成28～37年度

要 旨（抜粋）
<p>◆基本構想</p> <p>4 将来の姿</p> <p>(1)将来都市像</p> <p><b>「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」</b></p> <p>子どもから大人まで全ての「人」と、魅力あふれる市内産業などの「しごと」が輝くことのできる、しなやかでたくましい都市をめざします。</p> <p>(2)めざす姿</p> <p><b>〇子どもから大人まで“個々が輝くまち”</b></p> <p>市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対しては、自己実現をめざすための支援を行い、お互いが尊重・理解し合いながら一人ひとりの個性や魅力を伸ばせるまちをめざします。</p> <p><b>〇産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”</b></p> <p>歴史的資源といったさまざまなまちの魅力を広く発信して多くの交流を生み出すなど、産業や歴史を大切にした地域の魅力や誇りを育むまちをめざします。</p> <p>◆基本計画</p> <p>2 基本計画各論</p> <p>II 子どもから大人まで“個々が輝くまち”</p> <p><b>[施策3] 市民が自己実現をめざせる環境づくり</b></p> <p>基本方針：</p> <p>自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。</p> <p>単位施策と主な取り組み：</p> <p>③文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リリアやアートギャラリー・アトリアなどにおいて、誰もがゆとりとうるおいを実感できる心豊かな市民生活の創出をめざし、優れた文化芸術に親しむ機会を提供することで、文化芸術意識の向上を図ります。</li> <li>・市民の自主的な文化事業や創造的な文化芸術活動を支援していきます。</li> <li>・文化芸術を担う人材を発掘し、将来の文化芸術の担い手の育成を図ります。</li> </ul>

Ⅲ 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”

**[施策5] 地域資源の活用**

基本方針：

本市が持つ多種多様な魅力と誇りを育み、市内外に発信していくことで、多くの交流や活動を生み出し、まちを元気にしていきます。

単位施策と主な取り組み：

①地域資源を活用したシティプロモーションの実施

- ・東京と隣接したアクセスの良さ、日光御成道や赤山城跡をはじめとした歴史的資源、(仮称)赤山歴史自然公園など豊かな自然環境とのふれあいの場、特色ある産業などを活かして、広く「川口市」をPRし、イメージを定着させていきます。
- ・市民の「川口市」への愛着を高めるとともに、本市の認知度・交流人口・定住人口の増加を促進します。
- ・既存の地域資源に加えて新たな資源の掘り起こしやブランド化を促進し、また、活用のための環境整備を行います。

(2) 川口市教育大綱 (平成28年4月)

計画期間：平成28～32年度

要 旨 (抜粋)
<p>◆基本理念</p> <p><b>「一人ひとりが輝く、 しなやかさとたくましさこそなえた人材を育てる川口の教育」</b></p> <p>市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対しては、自己実現をめざすための支援を行い、お互いが尊重・理解し合いながら一人ひとりの個性や魅力を伸ばすことをめざします。</p> <p>◆基本目標</p> <p>I 子どもがのびのび学べる環境づくり                      II 子どもの成長をサポートする基盤づくり  <b>III 市民が自己実現をめざせる環境づくり</b>  <b>IV 地域におけるさまざまな資源の活用</b>                      V 教育行政経営の基盤強化</p> <p>◆5つの基本目標と10の施策</p> <p>III 市民が自己実現をめざせる環境づくり</p> <p><b>[施策7] 文化芸術活動の支援</b></p> <p style="padding-left: 20px;">〈推進の柱〉 ○文化芸術活動の推進                      ○文化施設の整備・充実</p> <p>IV 地域におけるさまざまな資源の活用</p> <p><b>[施策8] 教育的資源の活用</b></p> <p style="padding-left: 20px;">〈推進の柱〉 ○教育的資源の活用</p>

### (3) 川口市教育振興基本計画（平成28年4月）

計画期間：平成28～32年度

要 旨（抜粋）
<p>第2編 各論</p> <p>第3章 市民が自己実現をめざせる環境づくり</p> <p>自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。</p> <p><b>[施策7] 文化芸術活動の支援</b></p> <p>(1)文化芸術活動の支援</p> <p><b>ア 文化芸術活動の推進</b></p> <p>＜施策の方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術ネットワークの構築を図り、文化活動・各文化団体の活動に対する助成制度、補助事業、交付金等による支援を行います。</li> </ul> <p>＜主な取り組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術に触れる機会の提供の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口総合文化センターや市内公共施設等を活用し、幅広い分野の文化・芸術に関する鑑賞事業を展開します。</li> </ul> </li> <li>○文化団体等の活動支援の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化振興助成事業として市民の自主的な文化事業や創造的な文化芸術活動を積極的に支援します。</li> <li>・文化団体連合会、市民音楽協会、美術家協会と連携し、文化祭や美術展を実施し、市内の文化団体や市民の創作した美術品の成果発表の場を交付金によって支援します。</li> </ul> </li> <li>○文化芸術活動に携わる人材の育成の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・創作活動の場所に窮しているアーティストに対して活動の場・旧芝園中学校をアトリエとして提供し、アーティストの育成及び支援を図ります。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>イ 文化施設の整備・充実</b></p> <p>＜施策の方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アートギャラリー事業の更なる内容充実を図り、市民の文化芸術の鑑賞や創作体験の場を提供します。</li> <li>・市民の幅広い文化芸術活動の活性化を図るため、ハード・ソフトの両面から施設の整備・充実を行い、作品発表の場としてより広い方々に利用できるよう取り組みます。</li> </ul> <p>＜主な取り組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○魅力ある文化芸術の鑑賞事業や創作体験の場の提供                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の芸術に対する関心と理解を深め、地域コミュニティー活動を醸成するため、アートギャラリーでの企画展、ワークショップを実施します。</li> <li>・ものづくりを楽しみながら専門的なアート作品を作り出す実技講座、研究者や専門家を講師に招き、芸術作品を観る・知るための鑑賞講座を実施します。</li> <li>・小・中・高等学校と連携を図り、芸術家を学校に派遣するアーティスト・イン・スクール、学校向けの出張トークの実施に努めます。</li> </ul> </li> </ul>

○市民のアート関連自主活動や作品発表の場の提供

- ・アート活動や作品発表の場として、多くの市民の方々にご利用いただくために広報活動に努め、展示室・スタジオの貸出を行います。

#### 第4章 地域におけるさまざまな資源の活用

歴史的資源をはじめとするさまざまな地域資源・人材を掘り起こし、教材化を図ったり、広く周知を図ったりすることで、児童・生徒、市民の社会や郷土に関する理解を深め、郷土への誇りや愛着を一層高めます。

#### **[施策8] 教育的資源の活用**

##### (1) 教育的資源の活用

##### **ア 教育的資源の活用**

〈施策の方向性〉

- ・児童生徒が見学や体験的活動などさまざまな学習活動を展開するためにも、関係諸機関と連携を図りながら地域資源・人材の有効的な活用を推進します。
- ・郷土に対する愛着を深めるためにも、身近にある地域資源・人材を取り上げ、郷土川口についての理解を深める教育を推進します。

〈主な取り組み〉

○郷土川口についての理解を深める教育の推進

- ・自分たちが暮らすまち川口の特色について理解を深めるとともに、郷土川口への愛着を深めるために、身近にある市内の地域資源・人材を積極的に取り上げ、教材化を図った学習を推進します。

## (4) 川口市文化芸術振興指針（平成30年度策定予定）

計画期間：平成31～35年度

※参考資料Ⅰ 参照

要 旨（抜粋）
<p><b>◆基本理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重します。</li> <li>○市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮します。</li> <li>○文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような環境の整備を図ります。</li> <li>○地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮します。</li> <li>○文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮します。</li> </ul> <p><b>◆基本目標1 地域の特性を活かしたまちづくり</b></p> <p>[施策1]誰もが文化芸術を鑑賞し、または文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実 市民一人ひとりが生きがいと心豊かな生活を送るため、身近な場所で多彩な文化芸術に触れる機会を提供します。また、ニーズの掘り起こしによる文化芸術の情報を発信できるよう情報収集に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①鑑賞事業や文化芸術を身近に接する機会の提供</li> <li>②ニーズの掘り起こしによる文化芸術の情報収集・発信の充実</li> <li>③文化芸術活動支援の充実</li> <li>④高齢者、障害者の文化芸術活動の促進</li> <li>⑤文化芸術活動の場及び発表の場の提供</li> </ul> <p><b>◆基本目標2 文化芸術を支える人材の育成及び支援</b></p> <p>[施策3]文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援 次世代を担う子どもや青少年の豊かな創造性と感性を育むための文化芸術活動の環境整備を進めます。また、文化芸術を継承し、創造していく担い手として、若手芸術家を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化芸術活動を支える担い手の育成・支援</li> <li>②若手芸術家の支援</li> <li>③青少年等の文化芸術に触れる機会の充実</li> <li>④地域の文化芸術を支える人材の育成</li> </ul> <p><b>◆基本目標3 文化芸術に触れる環境の整備</b></p> <p>[施策6]文化芸術施設の充実及び活用の推進 文化芸術の拠点であるリアやアトリアなどにおいて、優れた文化芸術活動に親しむ機会を提供することで、文化芸術意識の向上を図ります。アートギャラリー・アトリア事業の更なる内容充実に努め、市民の文化芸術の鑑賞や創作体験の場を提供します。市民の幅広い文化芸術活動の活性化のため、ハード・ソフトの両面から施設の整備・充実を図り、作品発表の場としてより多くの方々に利用できるように取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化芸術の拠点であるリア、アトリア等の整備・充実</li> <li>②文化芸術関連施設の適切な管理・運営</li> <li>③生涯学習活動の拠点である公民館等の設備・充実</li> </ul>

## (5) 川口市文化芸術基本計画（平成30年度策定予定）

計画期間：第1期 平成31～35年度、第2期 平成36～40年度

## 要 旨（抜粋）

## ◆基本目標3 文化芸術に触れる環境の整備

## [施策6] 文化芸術施設の充実及び活用の推進

文化芸術の拠点であるリリアやアトリアなどにおいて、優れた文化芸術活動に親しむ機会を提供することで、文化芸術意識の向上を図ります。アートギャラリー・アトリア事業の更なる内容充実に努め、市民の文化芸術の鑑賞や創作体験の場を提供します。市民の幅広い文化芸術活動の活性化のため、ハード・ソフトの両面から施設の整備・充実を図り、作品発表の場としてより多くの方々に利用できるよう取り組みます。

## &lt;現状と課題&gt;

市民意識調査では、文化芸術活動の環境の充実に対する市民ニーズは、市政全体の中では低いものの、一定の数値を示しており、その中でも特に40代以下の若い世代から、文化芸術活動、そして生涯学習活動がしやすい環境を望む声が多い傾向にありました。

また、施設利用については、設備の老朽化への対応や予約のしやすさなどを求める声や発表の場を求める意見もありました。今後、新規施設及び既存施設の整備等について対策が求められます。

## &lt;主な取組&gt;

## 3-6-① 文化芸術の拠点であるリリア、アトリア等の整備・充実

本市には、文化芸術の拠点として川口総合文化センター・リリア、アートギャラリー・アトリアがあります。これらは地域に根ざした文化活動の拠点として、その役目を担っており、日頃の練習や発表、交流の場として活用されています。

しかし、施設の利用者からは、音や色の芸術性を追求していく中で、その時勢に応じた最先端の設備や発表・練習の場の充実が求められることもしばしばあります。耐用年数や今後の施設の改修方針に考慮しながらも研究を続け、施設の整備・充実に努めていくことが重要です。

また、より長く快適な利用が可能になるよう、将来的な視点での施設の長寿命化計画を策定し、修繕・改修等を実施していく必要があります。

これらの課題に取り組むとともに、本市の文化芸術発展の一拠点として、美術館建設についても検討を進めます。

## ■法律や条例における位置づけについて

国の「文化芸術振興基本法」が一部改正され、「文化芸術基本法」として平成29年6月に公布されました。今回の改正では、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など様々な分野との連携を図ることで、文化芸術により創出される多様な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが掲げられています。

また、川口市では「文化芸術振興基本法」に基づき、市民の文化芸術に関する活動の充実を図るための施策の実現に向けて、平成28年3月に「川口市文化芸術振興条例」を公布しました。この条例に基づき、「川口市文化芸術振興指針」および「川口市文化芸術基本計画」の検討を進めています。

### (1) 文化芸術基本法（平成29年6月23日改正）

平成13年12月7日公布

(抜 粋)
<p>文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。</p> <p>我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。</p> <p>しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。</p> <p>このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。</p> <p>ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。</p>



## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

## (2) 川口市文化芸術振興条例（平成28年3月公布）

### （目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな活力ある市民生活と魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）に基づくものとする。

### （基本理念）

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し享受することが市民の権利であり、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、地域の伝統的な文化芸術が、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

### （市の役割）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の特性を考慮し、文化芸術の振興に関し、必要に応じて体制の整備を図り、総合的に推進するものとする。

### （市民の理解と交流）

第5条 市民は、基本理念に配慮し、自主的に様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通して文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

### （文化芸術振興計画）

第6条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画を策定するものとする。

2 市長は、文化芸術振興計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

### （基本施策）

第7条 市は、次に掲げる文化芸術の振興に関する施策を行うように努めるものとする。

(1) 広く市民が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の提供及び充実

(2) 地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりの推進

- (3) 文化芸術活動を担う者及び次代の担い手の育成及び支援
- (4) 文化芸術の継承及び保護の推進
- (5) 教育活動及び生涯学習の場における文化芸術への支援
- (6) 文化芸術施設の充実及び活用の推進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な施策  
(財政上の措置)

第8条 市は、文化芸術振興施策を推進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(評価等)

第9条 この条例の運用状況を評価し、必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ■政策宣言について

平成30年4月、川口市は中核市に移行しました。「みんなでつくる川口の元気第2ステージ」として、43からなる政策宣言を掲げ、選ばれるまちづくりの実現に向けた市政運営に取り組んでおり、その中で、美術館整備について位置づけています。

「まちの元気 ～うるおいと賑わいのあるさらなる元気なまちへ～」

### 政策宣言 22. 中核市にふさわしい文化の高揚と美術館の整備

市民の誰もがゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を送れるよう、文化芸術活動及び施設のさらなる充実を目指し、60万人を有するリーディングシティとして、ふさわしい美術館の整備に全力で取り組みます。